愛知県立大学部局長会議規程

(設置)

第1条 本学に、学長の執行業務を補佐するため、部局長会議(以下「会議」という。)を置く。

(組 織)

- 第2条 会議は、次の者をもって組織する。
 - (1)学長
 - (2) 副学長
 - (3) 各学部長(研究科長を兼ねる。)
 - (4) 入試・学生支援センター長及び副センター長
 - (5) 教育支援センター長及び副センター長
 - (6) 教養教育センター長及び副センター長
 - (7) 学術研究情報センター長及び副センター長
 - (8) 地域連携センター長
 - (9) 看護実践センター長
 - (10) 事務部門長

(会 議)

- 第3条 定例会議は、月1回とする。
- 2 学長は、定例会議以外に、必要に応じて、臨時会議を開くことができる。 (部局長以外の者の出席)
- 第4条 学長が必要と認める場合は、第2条に掲げる者以外の教職員の出席を認めることができる。

(庶 務)

第5条 会議の庶務は、県大総務課において担当する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。